鳥取海区漁業調整委員会公聴会に関する 手続規程の改正について

1 改正理由

漁業法改正に伴う変更(第1条、第4条~第7条関係) 字句の修正(第9条)

2 改正案

改正後

鳥取海区漁業調整委員会公聴会に関する 手続規程

改正前

鳥取海区漁業調整委員会公聴会に関する 手続規程

(趣旨)

第1条 この規程は、漁業法<u>第64条第5項</u>の 規定により、鳥取海区漁業調整委員 会(以下「委員会」という。)が行 う公聴会の手続きに関し必要な事項 を定めるものとする。

(日時、案件の公示)

- 第4条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、その開催の期日から<u>原則として</u>3日前<u>までに</u>日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。
 - 2 前項の公示は下に掲げる方法によるものとする。
 - (1) <u>鳥取県農林水産部水産振興局漁業</u> 調整課のホームページに掲載
 - (2) <u>委員会事務局の窓口等での縦覧、</u> 配布
 - 3 (削除)

(文書の提出)

第5条 公聴会に<u>出席して</u>意見を述べようとする者(以下「公述者」という。) <u>は、委員会が別に定める期日までに当該案件に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要等を郵便、ファクシミリ、電子メール等で提出することにより申し出なければならない。</u>

(趣旨)

第1条 この規程は、漁業法<u>第11条第4項</u>の 規定により、鳥取海区漁業調整委員 会(以下「委員会」という。)が行 う公聴会の手続きに関し必要な事項 を定めるものとする。

(日時、案件の公示)

- 第4条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、その開催の期日から<u>少なくとも</u>3日前<u>に</u>日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。
 - 2 前項の公示は下に掲げる方法によるものとする。
 - (1) 県公報に掲載
 - (2) 掲示
 - 3 前項第2号の掲示の場所は委員会 事務局、関係漁業協同組合事務所 及び沿海市町村役場とする。

(文書の提出)

第5条 <u>委員会は、</u>公聴会に<u>おいて</u>意見を 述べようとする者(以下「公述 者」という。)<u>に、あらかじめ発</u> 言内容の要旨等を文書で提出させ ることができる。

(公述者の範囲)

第6条 公聴会における公述者の範囲は、本 県海面において漁業を営む者、漁業 を営もうとする者その他の利害関係 人とする。

(公述の機会の公平)

- - 2 会長は、前項の規定による制限に よって公聴会において意見を述べ ることができないこととなる者に 対して、その旨を通知する。

(公述の発言)

- 第9条 公述者の発言は、その意見を聴こ うとする<u>案</u>件の範囲を超えてはな らない。
 - 2 略

(公述者の範囲)

- **第6条** 公聴会における公述者の範囲は、<u>下</u> に掲げるものとする。
 - (1) 漁業権者
 - (2)入漁権者
 - (3)漁業権漁業の経営者
 - (4) その他利害関係のある者

(公述の機会の公平)

 第7条
 公聴会において意見を聴こうとする案件につき、

 があるときは、双方から公述者を選ばなければならない。

(公述の発言)

- 第9条 公述者の発言は、その意見を聴こ うとする事件の範囲を超えてはな らない。
 - 2 略

附則

改正 令和5年3月22日第391回委員会

3 改正後全文 別紙のとおり

鳥取海区漁業調整委員会公聴会に関する手続規程

(趣旨)

第1条 この規程は、漁業法第64条第5項の規定により、鳥取海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が行う公聴会の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(開催の決定) **第2条** 委員会において公聴会を開こうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(会議上の拘束) 第3条 委員会は、公聴会においては討議及び表決を行わない。

- (日時、案件の公示) 第4条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、その開催の期日から原則として3日前までに日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。 2 前項の公示は下に掲げる方法によるものとする。 (1) 鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課のホームページに掲載 (2) 委員会事務局の窓口等での縦覧、配布

(文書の提出) 第5条 公聴会に出席して意見を述べようとする者(以下「公述者」という。)は、委員会が別に定める期日までに当該案件に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要等を郵便、ファクシミリ、電子メール等で提出することにより申し出なければならない。

(公述者の範囲) 第6条 公聴会における公述者の範囲は、本県海面において漁業を営む者、漁業を営もうとする 者その他の利害関係人とする。

(公述の機会の公平) 第7条 委員会の会長(以下、「会長」という。)は、第5条の規定による申出が多く、公聴会の 期日において、全ての者に意見を述べさせることができないと認めるときは、公述者の数を制 限することができる。この場合において、会長は、多様な趣旨の意見を聴取することを旨とし て、賛成者と反対者とがあるときは、双方の公述者を定めるものとする。 2 会長は、前項の規定による制限によって公聴会において意見を述べることができないこ ととなる者に対して、その旨を通知する。

- (公述の発言) 第8条 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。
- 第9条 公述者の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。2 公述者の発言が前項の範囲を超え、又は公述者に不穏当な言動があったときは、会長はその発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(委員の質疑) 第10条 委員会の委員は、公述内容について公述者に対して質疑することができる。但し、公 述者が委員に質疑することはできない。

(代理人又は文書による公述) 第11条 公述者は、委員会の同意を得た場合には、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見 を提出することができる。 2 前項の規定により公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面 を提出しなければならない。

(要領への委任) 第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は要領で定める。

(規程の改正) 第13条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

令和 5 年 3 月 22 日第 391 回委員会

公聴会関係条文

■漁業法(抜粋)

改正後漁業法

(海区漁場計画の作成の手続)

第六十四条 $1 \sim 3$ 略

- 4 <u>都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴</u>かなければならない。
- 5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べ ようとするときは、あらかじめ、期日及び場 所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で 定めるところにより、当該海区において漁業 を営む者、漁業を営もうとする者その他の利 害関係人の意見を聴かなければならない。

 $6 \sim 8$ 略

(公示の方法)

第百八十五条 <u>この法律の規定による公示は、</u> インターネットの利用その他の適切な方法に より行うものとする。

2 前項の公示に関し必要な事項は、農林水産 省令で定める。

(参考) 改正前漁業法

(免許の内容等の事前決定)

第十一条 $1 \sim 2$ 略

- 3 海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、第一項の規定により免許の内容たるべき 事項、免許予定日、申請期間及び地元地区又 は関係地区を定めるべき旨の意見を述べるこ とができる。
- 4 <u>海区漁業調整委員会は、前三項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の</u>意見をきかなければならない。

5~6 略

■漁業法施行規則(抜粋): 改正前は委員会が行う公聴会に係る規定なし

(海区漁業調整委員会による意見の聴取)

- 第二十三条 法第六十四条第五項(法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)の公聴会に出席して意見を述べようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を海区漁業調整委員会に申し出なければならない。
- 2 海区漁業調整委員会の会長は、前項の規定による申出をした者が多数あることにより、公聴会の期日において、これらの者の全てに意見を述べさせることができないと認めるときは、意見を述べることができる者の数を制限することができる。この場合において、海区漁業調整委員会の会長は、多様な趣旨の意見を聴取することを旨として、公聴会において意見を述べることができる者を定めるものとする。
- 3 <u>海区漁業調整委員会の会長は、前項の規定による制限によって公聴会において意見を述べることが</u>できないこととなる者に対して、その旨を通知しなければならない。